自主防災組織の手引き

新 ひ だ か 町

平成29年12月

目　　次

1　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2　自主防災組織の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

3　自主防災組織のつくり方・・・・・・・・・・・・・・・・・4

4　地域防災力向上のために・・・・・・・・・・・・・・・・・6

5　自主防災組織に関する助成制度・・・・・・・・・・・・・・7

★　役場へ提出書類は３点

資料１　自主防災活動組織等に関する報告書

資料２　自主防災組織規約（モデル案）

資料３　自主防災組織図（作成例）

1　はじめに

近年、集中豪雨等の自然災害をはじめ、様々な災害が各地で発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向にあります。

阪神・淡路大震災、東日本大震災や平成２８年熊本地震の経験から、建物の耐震化や家具の固定、水・食料・生活用品の備蓄、避難所運営のあり方など、幾多の知見や教訓を得ました。

また、大規模な災害が発生したとき、消防や警察の応急活動「公助」だけでは限界があり、早期に実行性のある対応を取ることが難しい場合も考えられます。

こうした災害の経験から、防災対策や災害対応の多くは、災害の規模が大きいほど、自らの身は自ら守る「**自助**」と自分たちの地域は自分たちで守る「**共助**」が重要だと認識されています。この「**共助**」の要となるのが自主防災組織です。

自主防災組織が主体となり地域防災を実践していくことが災害に強いまちづくりとなります。

2　自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生した場合、同時に各地域で多数の災害の発生が予想されること、また、通信や交通の障害等、様々な悪条件が重なることなどにより、町や消防機関等の防災関係機関の活動能力が低下することが考えられます。

このような事態において被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災活動、すなわち、住民が自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護等の活動を行うことが必要となります。

しかしながら、住民が自主的に防災活動を行うとき、一人ひとりがばらばらに行動するのでは大きな効果が期待できません。

地域の住民が一致団結し、組織的に行動することにより、その効果が高められることになることから、地域の人々のまとまった力である自主防災組織が必要となります。

町では、自治会等を単位とした自主防災組織による防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの防災体制を確立することを目的として、自主防災組織の設立及び自主防災活動を助成するために防災資機材の一部を助成するなど、自主防災組織の設立に向けての支援に取り組んでいます。

自主防災組織においていは、**平常時**には、災害が起こったときに予想される被害をできるだけ抑え、地域防災力が最大限発揮できるような体制・状態を準備・用意し、そして**災害時**には、その状況に応じて、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水などの災害対策を迅速に行います。

3　自主防災組織のつくり方

自主防災組織は、地域の住民が結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成することが原則です。

地域で自主防災組織をつくろうと思われたら、まず、新ひだか町役場総務企画部総務課防災担当まで連絡してください。

「自主防災組織を作るために何から手をつければよいのか」とよく聞かれます。ここでは、標準的な結成方法について説明しますが、活動が役員の大きな負担にならないよう工夫して、またそれぞれの地域や自治会の状況に応じて柔軟に対応してください。

自主防災組織の結成について、自治会に提案する。

（自分の住んでいる地域の危険な箇所や状況を把握し、自主防災組織の結成の必要性を認識する。）

結成準備を行う担当者（防災リーダー）を決める。

（防災活動の経験がある人を選ぶのが望ましい）

自主防災組織の基本的な事項について案をまとめる。

(1)組織の規模の決定
(2)組織のかたちの決定
(3)組織の編成案の作成
(4)役員の人選
(5)規約案の作成
(6)活動計画案の

役員会でよく話し合い、よりよい案に修正する。

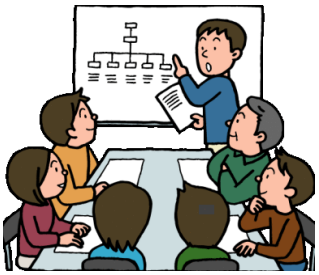

役員会で案の了承を得る。

自治会の総会で、議論する。　自主防災組織の結成！

（１）防災組織の規模

自主防災組織の規模は、一般的な基準として、自治会単位を基本としますが、複数の自治会単位でも大丈夫です。地域の実情に合わせて考えてください。

（２）組織のかたち

既存の自治会を活用し、自治会長や役員が、自主防災組織の代表者や役員を兼ねる組織づくりが、容易で活動を継続しやすく、住民にとって組織の仕組みが分かりやすいかたちです。

（３）組織の編成案の作成

組織編成	平常時の活動	災害時の活動
会　長・副会長・防災リーダー	・防災計画の作成 ・年間の活動計画の作成 ・組織の役割の明確化 ・研修会などの開催 ・防災訓練の実施（各班共通） ・防災関係機関との連携	・組織の対策本部の設置と運営 ・各班の活動の統制 ・防災関係機関との連携
情報連絡班	・防災知識の普及 ・防災情報の収集 ・危険箇所の把握 ・情報の収集・伝達訓練	・被害などの状況把握 ・役場などへの被害報告 ・地域住民への広報
消　火　班	・出火防止、初期消火の徹底 ・消火器具、水利等の点検 ・消火訓練の実施	・初期消火活動 ・消防など関係機関への協力
救出救護班	・避難行動要支援者の確認 ・救出救護資機材の確保と点検 ・救出救護訓練の実施	・負傷者の救出救護 ・負傷者の医療機関等への搬送
避難誘導班	・避難場所及び避難経路の確認と危険箇所の点検 ・避難訓練の実施	・避難情報の伝達 ・地域住民の避難誘導と安否確認 ・避難所運営への協力
給食給水班	・家庭内備蓄の啓発活動 ・炊き出し訓練等の実施	・食料及び飲料水の調達及び配分（炊き出し等） ・役場との連絡調整

4　地域防災力向上のために

地域の防災は、まず、どのような災害が地域に被害を及ぼすかをしることから始め、そして、それらの災害に対する弱さを認識し、そのうえでいざ災害が起きても致命的な被害に至らないように準備をしていきます。

しかし、これらの実現には時間やお金、労力が掛かることでもあり、必要なことを一度にやることは困難です。まず実現可能な目標を定め、年次計画などにより、段階的に無理なくそして着実に地域防災力の向上を進めて行きます。

そして、組織の規約などにより、係の方の負担にならない範囲で役割や防災行事を明確にし、定期的に自己点検を行いながら自主防災活動を継続していくことがもっとも大切なことです。

5　自主防災組織に関する助成制度

（１）自主防災組織資機材購入費助成金

町では、自主防災組織による防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの防災体制を確立することを目的として、自主防災組織等が行う地域の防災活動に使用する資機材等の整備に要する経費について助成します。

（２）助成金の額

当該自主防災組織に属する世帯数に応じ、それぞれ次の表に定める金額を上限として、予算の範囲内において定めるものとする。

基　準　世　帯　数	上限額
１０世帯未満	１０万円
１０世帯以上５０世帯未満	１５万円
５０世帯以上	２０万円

（３）助成金の対象

防　災　資　機　材　基　準　表

用　　途	品　　目	数　　量
情報連絡用	メガホン（トランジスタメガホン）	1台
消火活動用	消火器	3本
	消火バケツ	5個
救助活動用	のこぎり	1丁
	スコップ（シャベル）	3丁
	ハンマー	1丁
	ヘルメット	5個
	おの	1本
	かませ木	2個
	クリッパー	1丁
	金てこ	1本
	ジャッキ	1台
	手袋	5双
救護活動用	担架（折りたたみ式担架）	1組
	救急セット	1式
避難誘導用	懐中電灯（強力ライト）	1個
	ロープ	1巻
そ　の　他	防水シート	1枚
	その他町長が必要と認めるもの	

備考　基準資機材の種類及び数量は、自主防災組織からの求めに応じ、自主防災活動の支障にならない範囲内において、これを変更することができる。

資料１　自主防災活動組織等に関する報告書

別記様式第１号（第２条関係）

自主防災活動組織等に関する報告書

平成　　年　　月　　日

新ひだか町長　　様

自治会等の名称
代 表 者 氏 名　　㊞
住　　所
電　話　番　号

次のとおり自主防災組織の編成等を行いましたので、報告します。

記

1	区分 （該当番号に○印を付けてください。）	1　自治会単位　　3　その他 2　自治会共同
2	構成自治会名（上記区分で２の場合）	
3	加入世帯数	世　帯
4	防災リーダーの氏名及び電話番号	1　氏　　名 2　住　　所 3　電話番号
5	組織の活動体制（役割分担表を添付）	別紙のとおり
6	規約の有無（当該番号に○印を付けてください。なお、防災活動に関する事項が一部でもあれば結構です。）	1　有　(1) 自治会規約 (2) 自主防災組織の規約 (3) その他（　　） 2　無
7	今後の活動計画（予定） （該当番号に○印を付けてください。） 複数回答可	1　防災訓練の実施 2　研修会の実施 3　その他（　　）
8	防災資機材の備蓄 （該当番号に○印を付けてください。有の場合は、品名を記入してください。）	1　有 2　無
9	防災資機材の助成希望 （該当番号に○印を付けてください。）	1　有 2　無

※　以下の欄は記入しないでください。

受　付　年　月　日	受　付　番　号	リ ー ダ ー 研 修 受 講 の 有 無
	番	

備考　この様式により難い場合は、この様式に準じて適宜作成すること。

資料２　自主防災組織規約（モデル案）

○○○○自治会自主防災組織規約（モデル案）

（名称）

第１条　この組織は、○○○○自治会自主防災組織(以下「自主防災組織」という。)と称する。

（会員）

第２条　自主防災組織は、○○○○自治会の地区内にある世帯をもって組織する。

（目的）

第３条　自主防災組織は、地区住民の相互扶助精神に基づいて、自主的な防災活動を行うことにより、大雨、地震、津波、高潮、火災その他の災害(以下「災害等」という。)による被害を防ぎ、その軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　自主防災組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うもとする。

(1) 防災知識の普及に関すること。

(2) 防災訓練に関すること。

(3) 災害等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給水給食等の応急対策に関すること。

(4) 防災資機材の備蓄整備に関すること。

(5) その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（事務所）

第５条　自主防災組織の事務局は、○○○○に置く。

（役員）

第６条　自主防災組織に次の役員を置く。

(1) 本部長　　１名

(2) 副本部長　　２名

(3) 防災リーダー　　１名

(3) 班長　　若干名

(4) 会計　　１名

（役員の任務）

第７条　本部長は本組織を代表し、平常時及び災害発生時における諸活動の指示及び総括を行う。

２　副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があったときはその職務を行う。

３　各班長は本部長の指示を受け、自主防災組織の事業計画の立案及び活動の推進に当たるとともに、班員を指示して平常時及び災害時の活動を実施する。

４　会計は自主防災組織の会計事務を行う。

（会議）

第８条　自主防災組織の会議は、総会と役員会とする。

（総会）

第９条　総会は、自主防災組織の全会員をもって組織する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、本部長が必要と認める場合には、臨時に開催することができる。

３　総会は、本部長が招集し、議長を務める。

４　総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 地区の防災計画の作成及び変更に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他役員会において総会で審議することが必要と認めた事項に関すること。

（役員会）

第１０条　役員会は、第６条に定める役員をもって組織する。

２　役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出すべき事項に関すること。

(2) 総会より委任された事項に関すること。

(3) その他役員会で審議することが必要と認められる事項に関すること。

（班の設置）

第１１条　自主防災組織は、第４条に掲げる事業を実施するため、次の班を置く。

(1) 情報連絡班

(2) 消火班

(3) 救出救護班

(4) 避難誘導班

(5) 給食給水班

２　各班の班員は、会員の中から選任できる。

（地区防災計画）

第１２条　自主防災組織は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため地区防災計画を策定する。

２　前項に規定する地区防災計画は、次の事項について定めるものとする。

(1) 災害時の自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練に関すること。

(4) その他地区防災に関し必要な事項に関すること。

（委任）

第１３条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会に諮り定めるものとする。

附　則

この規約は、平成　　年　　月　　日から施行する。

資料２　自主防災組織図（作成例）

○○○○自治会自主防災組織図【作成例】

平成　　年　　月　　日現在

本部長（自治会長）

副本部長（副会長）

防災リーダー（防災部長）

情報連絡班長（総務部長）

被害などの状況把握、役場などへの被害報告
地域住民への広報

消火班長（防災部長）

初期消火活動、消防など関係機関への協力

救出救護班長（青少年部長）

負傷者の救出救護、負傷者の医療機関等への搬送

避難誘導班長（交通部長）

避難情報の伝達、地域住民の避難誘導と安否確認
避難所運営への協力

給食給水班長（福祉部長）

食料及び飲料水の調達及び配分、役場との連絡調整

※（　　）内の自治会役員を参考に、□　内に氏名を記入してください。